令和８年（フ）第１４２号
山口県下関市長崎町１丁目２番７号　大西方
債務者　大橋　紀子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２９５号
福岡県久留米市上津町2057番地12
債務者　松延　美里（旧姓小野）
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２９６号
福岡県久留米市荒木町白口93番地１　座木アパート201号
債務者　北村由美子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２９８号
福岡県久留米市三潴町福光420番地　福光団地１棟503号
債務者　松尾　　舞
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第７４号
福岡県八女郡広川町大字新代1384番地１　グリーンパークゆのそＣ　305号、前住所福岡県八女郡広川町大字日吉215番地　メゾン・ラ・フォーレＥ棟　201号
債務者　東　　孝子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第４８６号
熊本市中央区坪井６丁目18番８号　グランソレイユ坪井202、転入前住所大分県佐伯市鶴見大字沖松浦1031番地１
債務者　廣津留　昇
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５８５号
熊本市南区日吉１丁目８番34―301号　レジデンス・スターライト
債務者　本田　貴士
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３４５号
鹿児島市唐湊４丁目１番６号　フォレストクレイン202号
債務者　中尾早佑梨
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２２号
鹿児島市高麗町27番４号　第１藤ビル401号
債務者　青柳　智子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５６号
鹿児島県日置市日吉町日置4172番地
債務者　鵜狩　哲哉
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６８号
鹿児島県日置市伊集院町徳重338番地１
サービス付き高齢者向け住宅百花
債務者　藤田　京子
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７４号
鹿児島市唐湊４丁目２番２号　コーポ五番館501号
債務者　松本賢一郎
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７５号
鹿児島市皷川町21番14号
債務者　平田　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７９号
鹿児島市緑ヶ丘町１番２―32号
債務者　日髙　隆子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８１号
鹿児島市谷山中央４丁目4923番地　オーガスタ303号
債務者　鞆　　大樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８３号
鹿児島市坂之上７丁目28番５号
債務者　西　直之介
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４９２号
鹿児島市郡元３丁目19番４号　緒方アパート202号
債務者　武　　和子
1　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係